

碧南市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、健康推進部、建設部、市民病院診療部訪問看護ステーション及び市民病院経営管理部の令和6年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年1月6日

碧南市監査委員 小林 尚

碧南市監査委員 林田 要

令和6年度
定期監査報告書

健康推進部

建設部

市民病院

診療部 訪問看護ステーション

経営管理部

碧南市監査委員

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

健康推進部 高齢介護課、国保年金課、健康課

建設部 土木港湾課、都市計画課、建築課

市民病院診療部 訪問看護ステーション

市民病院経営管理部 医事経営課、管理課

3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年9月30日

4 監査の実施期間

令和6年10月11日から令和6年11月28日

5 監査の実施場所

監査委員室（一部、市民病院で実施。）

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

7 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、概ね適正に執行されていると認めた。